

**令和8年度先輩移住者による移住相談業務
企画提案競技実施要領**

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和8年度先輩移住者による移住相談業務

(2) 委託業務内容

- ・ 先輩移住者による移住相談業務の実施(相談員の募集、相談者の受付、相談者と相談員との連絡・調整、相談実施環境の手配、当日の運営等)
- ・ 相談員に対するサポート業務
- ・ 事前ヒアリングシートや事後アンケートの設計・実施・分析
- ・ 本移住相談のPR業務(SNS・メディア掲載等)
- ・ 上記に付帯する業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託費の限度額（本業務に係る令和8年度予算額）

上限 6,143,000円

* 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 応募資格

次の（1）～（9）の全てを満たす事業者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではないこと。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

- (8) 令和3年4月以降、当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国又は地方公共団体等における類似業務を実施した実績を有する者であること（類似業務とは、相談業務に限らず、地方創生や移住支援に係る業務をいう）。
- (9) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

3 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年 2月 16日 (月)	要領の公開 (HPの公開)
令和8年 2月 16日 (月)	質問の受付開始
令和8年 2月 20日 (金) 17時まで	質問の受付期限
令和8年 2月 26日 (木)	質問への回答 (HPに掲載)
令和8年 2月 27日 (金) 17時まで	参加申請書の提出期限
令和8年 3月 3日 (火) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年 3月 初旬～中旬	第1次審査（書面審査）結果通知
令和8年 3月 中旬	第2次審査(プレゼンテーション審査)
令和8年 4月 1日	委託先候補者決定、契約締結

4 質問事項の受付

公募要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年2月20日(金) 17時(必着)

(2) 受付方法

「令和8年度先輩移住者による移住相談業務に係る企画提案競技に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信すること。メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの到着確認を行うこと。
口頭での質問は受け付けない。

【連絡先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当
(電話) 048-830-2771
(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、次のとおり掲示して行う。

- 質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、埼玉県ホームページ(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/senpai_i_jusha.html)に掲載する。

なお、個人情報等が記載されている場合は、県の判断で一部修正をする場合がある。

- ・ 質問がない場合でも、本公募に関しお知らせをする場合がある。必ず2月26日（木）午後5時に掲出する回答を確認すること。

5 企画提案競技への参加表明

本企画提案に参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

（1）参加表明（参加申請書の提出）

「令和8年度先輩移住者による移住相談業務に係る企画提案競技参加申請書」（様式第2号）1部を提出すること。

（2）提出期限

令和8年2月27日（金）17時

（3）提出方法

電子メールで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの到着確認を行うこと。

【連絡先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

（電話）048-830-2771

（E-mail）a2760-02@pref.saitama.lg.jp

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

（1）提出期限

令和8年3月3日（火）17時

（2）提出先

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

（電話）048-830-2771

（E-mail）a2760-02@pref.saitama.lg.jp

（3）提出書類

別添「令和8年度先輩移住者による移住相談業務仕様書（公募用）」を参照の上、実施要領「7 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

（4）提出方法

電子データ（PDF・1ファイル）

*電子メールで「（2）提出先」に送信するものとする。メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの到着確認を行うこと。

（5）その他

ア 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は参加希望者の負担とする。

7 企画提案書等

（1）全ての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。

ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

（ア）表紙

表題（令和8年度先輩移住者による移住相談業務企画提案書）

応募者の名称、住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

（イ）目次

（ウ）提案内容等

- ・基本方針
- ・業務実施体制
- ・各業務に係るスケジュール
- ・具体的な企画案

※必ず記載する項目

- 相談受付から相談当日までの運営体制及びスケジュール
- 相談員の手配
- 相談員に対するサポート体制・資質向上の工夫
- 本事業のPR方法及びスケジュール
- ・追加提案取組
- ・自社のPRできる事項、過去の実績
- ・その他必要と思われる事項

イ 見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

*宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

*経費内訳表も併せて作成すること。なお、経費内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報酬費、通信費、消耗品費、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、すべての単価を計上すること。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

エ 法人の定款の写し及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

提出日において発行日から3か月以内のもの。

オ 各納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方

消費税の納税証明書

力 実施要領の「2 応募資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

キ 類似業務実績調書（様式第4号）

「2 応募資格」の（8）令和3年4月以降、当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国又は地方公共団体等における類似業務を実施した実績を有する者である（類似業務とは、相談業務に限らず、地方創生や移住者支援に係る業務をいう）ことが確認できる書類（契約書や業務完了報告書等の写し）を添付すること。

8 審査・選定

- (1) 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を優先交渉候補者とする。
- (2) 委託先候補者選定にあたっては、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、第1次審査の審査結果に基づいて、第2次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は、第1次審査は実施しない。
- (3) 審査の結果、総合点が最も高い者を委託先候補者とする。
- (4) 総合点が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、優先交渉候補者を決定する。
- (5) 審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

9 審査日程

(1) 第1次審査（書面審査）

令和8年3月上旬～中旬に実施する。提出された企画提案書について書面審査を実施し、第2次審査に参加できる者を選定する。審査結果は、電子メールにて全ての参加者に通知する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は実施しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

令和8年3月中旬に実施する。オンライン開催（Teams）で、参加者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間等については対象者に別途通知する。

10 評価基準

	評価項目	評価内容	配点
1	基本方針	・ 業務目的を十分に理解し、適切な基本方針が示されている	5
2	業務実施体制	・ 相談者と相談員の連絡・調整、当日に向けた準備、当日の運営、トラブル対応など、相談業務を円滑に実施できる体制が備わっている ・ 相談の受付から相談日当日までの具体的な実施	25

		スケジュールが示されている	
3	相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の移住について実体験に基づいた情報提供ができる相談員を手配できる ・ 相談員のサポート体制が十分であり、相談員の資質向上の工夫をしている 	20
4	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の認知度を高める効果的なPR方法を提示している ・ 広報のスケジュールについて戦略的なスケジュールが示されている 	25
5	応募者独自の提案	仕様書に掲げる業務内容のほかに応募者が持つノウハウ等を生かした独自の提案がある	10
6	業務実績	過去に複数の類似した履行実績があり、豊富な経験が見込まれる	5
7	費用の合理性	提案金額は予定価格の範囲内であり、費用対効果に優れた積算となっている	10

1.1 審査結果の通知

選考結果については、速やかに応募者に通知する。また、委託契約を締結した後、速やかに県ホームページに公表する。

1.2 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和6年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (5) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

1.3 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

- 次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。
- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
 - エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
 - オ 「7 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
 - カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

本業務は、令和8年度当初予算の成立を前提に行うものである。そのため、令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき、歳入歳出予算の当該事業費に係る減額等があったとき、予算執行について何らかの条件が付されたとき、緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

1.4 問合せ先・各種書類等の提出先

埼玉県 企画財政部地域政策課 地域振興担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎2階南西側）

電話：048-830-2771

電子メール：a2760-02@pref.saitama.lg.jp